

平成二十四年一月二十四日提出
質問第一一一号

イランの脅威に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

イランの脅威に関する質問主意書

- 一 同盟国の定義如何。
- 二 友好国の定義如何。
- 三 イランは我が国の同盟国か。
- 四 イランは我が国の友好国か。
- 五 脅威の定義如何。
- 六 潜在的脅威の定義如何。
- 七 二〇〇七年二月二十日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六六第四四号）では、「我が国とイランの二国間関係を始めとする国際情勢等を含め総合的に判断して、現時点において、イランを脅威又は潜在的脅威とは認識していない。」との答弁がなされている。イランによる核開発を巡り、米国やEUはじめ世界各国が経済制裁を強め、それに対し、イランはホルムズ海峡の閉鎖も辞さずと、強硬姿勢を崩さずにいる。現時点において、イランは我が国にとり脅威、もしくは潜在的脅威であるか。右質問する。